

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(Ⅰ－3－2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		担当 部局名	医政局総務課 医政局地域医療計画課 医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室 医政局医事課 医政局歯科保健課	作成責任者名	総務課長 梶野 友樹 地域医療計画課長 中田 勝己 地域医療計画課医療安全推進・医務指導室長 松本 晴樹 医事課長 西嶋 康浩 歯科保健課長 小嶺 祐子
施策の概要		・ 医療は、多職種からなるチームによって提供されていることから、個々の要素の質を高め、システム全体として安全性の高いものにしていくため、以下のような取組を実施している。			
		【1. 病院等の医療安全管理体制の整備】 ・ 病院、診療所又は助産所(以下「病院等」という。)の管理者に対し、以下の①～③の措置を講ずることを医療法において義務付けている。 ①医療の安全を確保するための指針の策定 ②従業者に対する研修の実施 ③その他当該病院等における医療の安全を確保するため措置			
		【2. 医療事故情報収集等事業】 ・ 医療機関から収集した事故等事案やヒヤリ・ハット事例を分析し、報告書や年報、医療安全情報を作成。これらを報告された事例とともにホームページで公開するとともに、本事業参加医療機関を対象に研修会を実施している。 ・ なお、本事業では、医療機関の任意参加により、事故等事案だけではなく、ヒヤリ・ハット事例についても情報を収集している。			
		【3. 医療事故調査制度】 ・ 対象となる医療事故が発生した医療機関は、遺族への説明、医療事故調査・支援センター(以下「センター」という。)への報告、必要な調査の実施、調査結果について遺族への説明及びセンターへの報告を行う。 ・ 医療機関又は遺族から調査の依頼があったものについて、センターが調査を行い、その結果を医療機関及び遺族への報告を行う。 ・ センターは、医療機関が行った調査結果の報告に係る整理・分析を行い、医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行う。			
		【4. 医療安全支援センター】 ・ 医療安全支援センターとは、医療法の規定に基づき、都道府県、保健所を設置する市及び特別区に設置されており(努力義務)、医療に関する苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言及び情報提供等を行っている。			
		【5. 医療安全対策の推進に関する診療報酬】 ・ 組織的な医療安全対策の実施に対する評価として、「医療安全対策加算」を設けている。 ・ 医療安全対策に関する複数の医療機関の連携に対する評価として、「医療安全対策地域連携加算」を設けており、互いに医療安全対策に関する評価を行うことを要件としている。 ・ 医療従事者と患者との対話を促進するため、患者又はその家族等に対する支援体制の評価として、「患者サポート体制充実加算」を設けている。			
		【6. 産科医療補償制度】 ・ 安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的としている。			
施策を取り巻く現状		【1. 病院等の医療安全管理体制の整備】 平成14年(無床診療所・助産所については平成19年)より、医療安全管理のための体制確保を義務化した。さらに平成28年に高難度新規医療技術・未承認新規医薬品等を用いた医療提供における安全管理体制確保、平成31年に診療用放射線にかかる安全管理体制確保を義務化した。			
		【2. 医療事故情報収集等事業】 報告義務医療機関数275施設、参加登録申請医療機関は1,022施設(令和6年3月末現在)と増加傾向である。			
		【3. 医療事故調査制度】 医療事故調査・支援センターにおいて、全国医療機関より毎年300件前後の医療事故発生報告および、300件前後の院内調査結果報告を受けている。また、医療機関または遺族からの調査依頼を受けて毎年30件前後の調査(センター調査)を実施している。			
		【4. 医療安全支援センター】 令和5年10月現在、全国に394箇所設置されており、毎年10万件以上の相談を受け付けている。			
		【6. 産科医療補償制度】 令和6年3月現在、5,535件の審査を行い、そのうち4,205件が補償対象となっており、補償申請の受付件数の増加現象は落ち着いてきている状況である。			
施策実現のための背景・課題		1	医療事故情報収集等事業等の制度を通じ、医療機関にフィードバックした情報を院内の医療安全対策を検討・実施するうえで活用することで、各医療機関で医療安全における平時の質改善活動を実施することによって、医療安全向上を図っていく必要がある。		
		2	医療安全支援センターは、医療機関、患者・住民の双方に関わり、医療安全確保対策において重要な役割を果たしていることから、同センターの機能が広く患者・住民に周知され、かつ有効に機能することが求められる。		

各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由					
		目標1	医療事故の収集・分析による発生予防・再発防止					医療事故を減らしていくためには、医療事故を収集し分析することで、再発防止策を普及啓発し、医療事故発生の予防をしていくことが必要であるため。				
		(課題1)										
		目標2	医療安全支援センターをはじめとした、医療の安全確保のための体制整備					安全に医療が提供されるためには、安全管理のための指針の整備や職員研修の実施、院内感染対策のための体制の確保や医薬品・医療機器の安全管理、安全使用のための体制確保が必要であるため。 また、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言及び情報提供等を行っている医療安全支援センターが有効に機能することは、医療安全確保の体制整備に資するものであるため。				
(課題2)												
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1	医療事故情報収集等事業における公開データ検索、医療安全情報、報告書・年報のWebアクセス件数(アウトプット) ※年単位(1月1日～12月31日)	245,276件	平成29年度	295,000件以上	毎年度	前年度(290,664件)以上	295,000件以上	295,000件以上	295,000件以上	295,000件以上	・ 医療事故の発生予防・再発防止のため、医療機関自らが分析・検証をした情報を医療法施行規則第12条に基づく登録分析機関が収集、分析し、医療機関等へ情報提供を行う事業である。 ・ 医療事故情報やヒヤリ・ハット事例の報告事例、医療安全情報等を医療機関等へフィードバックすることで、より一層の医療安全の向上がはかれるため指標として選定した。	・ 各医療機関は継続的にPDCAサイクルを回すことで安全管理に努めているところ、今後も各医療機関が継続的に当該事業の情報にアクセスしながら医療安全対策の推進を図っていくことが重要である。 ・ そのため、数値目標は上記の医療機関が継続的におこなっている改善プロセスに沿うよう、過年度の実績を踏まえて設定している。
②	産科医療補償制度の再発防止に関する分析件数(アウトプット) ※年単位(1月1日～12月31日)	1,606件	平成29年度	3,450件以上	毎年度	前年度(2,457件)以上	2,600件以上	2,800件以上	3,100件以上	3,450件以上	分娩時の医療事故の発生予防・再発防止のためには、より多くの事例について原因分析を行い、再発防止策を講じることが重要であるため指標として選定した。	・ 各分娩機関は継続的にPCDAサイクルを回すことにより産科医療の質や安全性の向上に努めているところ、当該事業の再発防止に関する報告書においては、より多くの事例について原因分析を行い、各分娩機関における発生予防策・再発防止策の向上につなげることが重要である。 ・ そのため、数値目標は上記の分娩機関が継続的におこなっている改善プロセスに沿うよう、過年度の実績を踏まえて設定している。
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
3	医療事故調査制度における医療事故発生報告件数(アウトカム) ※年単位(1月1日～12月31日)					324件	317件	300件	361件		医療事故調査制度は、対象となる医療事故が発生した場合、医療事故調査・支援センターに報告するものであるため、医療事故発生報告件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
4	医療事故情報収集等事業における医療事故報告件数(アウトカム) ※年単位(1月1日～12月31日)					4,802件	5,243件	5,313件	6,070件		医療事故の発生予防・再発防止のため、医療機関自らが分析・検討をした情報を、医療法施行規則第12条に基づく登録分析機関が収集・分析し、情報提供を行うとともに、医療機関からの相談に応じて必要な助言・支援を行う事業であるため、医療事故報告件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
5	産科医療補償制度における補償対象件数(アウトカム)					295件	312件	306件	290件		分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償するための制度であるため、補償対象件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(1)	医療事故情報収集等事業 (平成16年度)	0.9億円 0.9億円	2.5億円 0.9億円	2.5億円	1, 4	医療事故の発生予防・再発防止のため、医療機関自らが分析・検討をした情報を、医療法施行規則第12条に基づく登録分析機関が収集・分析し、情報提供を行うとともに、医療機関からの相談に応じて必要な助言・支援を行うことによって、医療事故の発生予防・再発防止に寄与する。					002068	
(2)	産科医療補償制度運営費 (平成20年度)	1.1億円 1.1億円	1.1億円 1.1億円	1.1億円	2, 5	分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償する産科医療補償制度の運営組織が、事故原因等の分析をすることにより、再発防止に寄与する。					002069	
(3)	医療事故調査・支援センター運営費 (平成27年度)	7.5億円 7.5億円	7.5億円 7.5億円	7.5億円	3	医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関(医療事故調査・支援センター)が収集・分析し、再発防止のための普及啓発を行うことにより、医療安全の確保に寄与する。					002076	
(4)	支援団体等連絡協議会運営事業 (平成29年度)	0.7億円 0.6億円	0.5億円 0.5億円	0.5億円	3	支援団体等連絡協議会は、 (1)病院等の管理者が、医療事故に該当するか否かの判断や医療事故調査等を行う場合に、参考とすることができる標準的な取扱いについて意見交換を行うこと (2)病院等の管理者が行う報告及び医療事故調査並びに支援団体が行う支援の円滑な実施のための研修を行うこと (3)各都道府県の支援団体の窓口となり、病院等の管理者の求めに応じて、個別の事例に応じて適切な支援を行うことができる支援団体を紹介すること等の役割が求められており、支援団体等連絡協議会の活動に対する支援を通じて、医療事故調査制度の円滑な運営を図ることにより、医療事故の再発防止策の普及啓発に寄与する。					002077	
(5)	歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業 (令和3年度)	0.98億円 0.98億円	0.45億円 0.45億円	0.35億円	-	歯科医療機関にインシデント報告システムを普及させ、インシデント等を収集・分析し、情報提供を行うことによって、インシデント等の発生予防・再発防止および歯科医療機関における医療安全体制の向上に寄与する。					002078	
(6)	死因究明拠点整備モデル事業 (令和4年度)	0.5億円 0.2億円	0.5億円 0.3億円	0.8億円	-	死因究明等の実施に係る体制の充実強化は喫緊の課題となっており、死因究明等推進計画(令和3年6月1日閣議決定)において、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制が構築されるよう必要な協力を行うこととされている。そのため、各地域において、公衆衛生の向上を目的とした解剖・検査等が適切に実施されるよう、死因究明等の体制整備の先導的なモデルを形成する。					005765	

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
6	診療報酬の施設基準「医療安全対策加算」の届出医療機関の割合(アウトプット) 医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者を配置しているなどの要件を満たした医療機関が対象	23.2%	平成29年度	28.7%以上	毎年度	前年度(25.9%)以上	27.8%以上	27.8%以上	27.8%以上	29.5%以上	医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者を配置する医療機関に対する診療報酬上の評価であり、医療機関における医療の安全確保のための体制整備が促進されることで、この割合が増加するため指標として選定した。 ※算出方法:「医療安全対策加算」届出医療機関数÷全国の病院及び一般診療所(有床)の数	医療安全対策加算は医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者を配置する医療機関に対する診療報酬上の評価であり、医療機関における医療の安全確保のための体制整備が促進されることでこの割合が増加することを踏まえ、毎年度の目標値を設定した。
	26.8%					27.6%	28.7%	29.5%				
⑦	都道府県、保健所設置市及び特別区の医療安全支援センターへの相談件数(アウトプット)	97,376件	平成29年度	104,000件以上	毎年度	前年度以上	104,000件以上	104,000件以上	104,000件以上	104,000件以上	・ 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療安全支援センターを設けるよう努めなければならないとされており、患者等からの医療に関する苦情・相談への対応や医療安全の確保に関する必要な情報提供や支援を業務としており、全国に394箇所設置されている(令和5年10月末現在)。 ・ 医療安全支援センターの相談機能がどの程度活用されているかを把握するため、相談件数を指標として選定した。	医療安全支援センターの相談機能がどの程度活用されているか把握するための指標であることを踏まえ、毎年度の目標値を104,000件以上と設定した。
	101,055件					102,231件	106,193件	集計中(令和6年12月頃公表予定)				
8	院内感染対策講習会受講者に占める初回受講者数の割合(アウトプット)	80.5%	平成29年度	基準値以上	毎年度	80.5%以上	80.5%以上	80.5%以上	80.5%以上	80.5%以上	・ 近年、MRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)、VRE(バンコマイシン耐性腸球菌)、多剤耐性緑膿菌、多剤耐性アシネトバクター及びノロウイルスをはじめとした各種の病原体に起因する院内感染の発生や、医療技術の高度化による感染症に対する抵抗力が比較的低い患者の増加などから、医療機関においては、最新の科学的知見に基づいた適切な院内感染対策の実施が求められており、そうした対策については医療機関全体として取組むことが重要であることから、医療従事者に対する講習会を実施してきた。 ・ 当該講習会の開催は、医療安全確保のための体制整備に資すると考えられることから、指標として選定した。	・ 最新の科学的知見に基づいた適切な知識を幅広く伝達することで、わが国における院内感染対策をより一層推進することができることから、当該数値を毎年度、基準年度における基準値以上とすることを目標とした。 ・ なお、平成29年度実績値を基準値とした理由は、事業の見直しを行い当該指標を選定した初年度を基準としているためである。 ・ 直近の実績値である令和5年度実績値は、分子:院内感染対策講習会受講者に占める初回受講者数6,019人、分母:院内感染対策講習会受講者の受講者全体8,103人から算出したもの。(参考) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、講習会の受講対象を全ての医療従事者に拡大したため受講者の集計をしていない。
	-					82.3%	89.5%	74.3%				
9	病院の立入検査における検査項目(事故報告等、医療の安全の確保を目的とした改善のための方策)の遵守率(アウトプット)	98%	平成26年度	98.5%以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	98.5%以上	・ 都道府県等が実施する立入検査の実施状況、検査項目の遵守状況を効率的に把握し、全国的に遵守率が低い検査項目を特定した上で、その結果を都道府県に情報提供することにより、次回立入検査の際に遵守率が低い項目を重点的に指導する等の対応が可能となる。 ・ 検査項目のうち、「病院内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策」が講じられているかどうかに着目し、遵守率を測定指標として選定した。 ・ なお、本指標は、平成27年度から令和3年度の実績が非常に高い水準となっているが、高い水準を維持することが病院における医療安全体制の確保に繋がる一方、当該項目の遵守率が高いことにより、病院における医療安全が確保できていることを確認できるという理由から、引き続き測定指標とすることが適当である。	・ 遵守率の向上及び高い遵守率を維持することにより、医療安全、医療の質の向上が期待できることから、当該数値を前年度より向上させることを目標とした。 (参考1)平成27年度実績:98.2%、平成28年度実績:98.6%、平成29年度実績:98.5%、平成30年度実績:98.4%、令和元年度実績:98.7%(参考2)令和2年度実績値99.3%は、分母:検査施設数(2,274施設)、分子:適合施設数(2,258施設)から算出したもの。令和3年度実績99.6%は、分母:検査施設数(5,428施設)、分子:適合施設数(5,407施設)から算出したもの。
	99.3%					99.6%	令和6年度集計予定(令和7年8月頃公表予定)	令和7年度集計予定(令和8年8月頃公表予定)				

達成手段2 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号		
		予算額 執行額	予算額 執行額						
(7)	院内感染対策 (平成5年度)	0.2億円 0.1億円	0.1億円 0.04億円	0.1億円	8	院内感染の発生や、医療技術の高度化による感染症に対する抵抗力が比較的低い患者の増加などから、医療機関においては、最新の科学的知見に基づいた適切な院内感染対策の実施が求められており、そうした対策については医療機関全体として取組むことが重要であることから、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を幅広く伝達することで、院内感染対策の向上に寄与する。	002072		
(8)	医療機関行政情報システム改善事業費 (平成5年度)	- -	- -	-	9	都道府県等からの立入検査結果報告データの集積システムを構築することにより、医療法第25条の規定に基づく医療機関への立入検査(医療機関が医療法等関連法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否か等について検査)の結果について迅速かつ正確に報告・集計し、各都道府県等に情報提供等を行うことにより、遵守率の向上に寄与する。	-		
(9)	患者安全推進(PSA)事業 (平成13年度)	0.03億円 0.02億円	0.03億円 0.01億円	0.03億円	6	医療安全対策に関する医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組の促進等を図るとともに、国民の理解と認識を深めることを目的とし、毎年11月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と位置づけ、厚生労働省ホームページ上での告知や、都道府県や医療関係団体等へのポスターの配布等を通じて、同週間の周知を行うことにより、医療安全対策に関する医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組みの促進等が図られるとともに、国民の理解と認識が深められることに寄与する。	002064		
(10)	医療安全支援センター総合支援事業 (平成13年度)	0.2億円 0.2億円	0.2億円 0.2億円	0.2億円	7	医療安全支援センターにおける相談等に適切に対応するため、専門的知識、能力の習得や、相談困難事例の調査・分析及び対処方法等にかかる研修を行うことにより、全国の医療安全支援センターの相談員の能力が高められるとともに、国民からの相談等へ適切に対応するための環境整備に寄与する。	002071		
(11)	死因究明等体制の推進に向けた支援 (平成22年度)	1.4億円 1.2億円	1.4億円 1.2億円	1.4億円	-	異状死死因究明の体制づくりを推進するための事務局経費、解剖を行うための経費及び死亡時画像診断を行うための経費を都道府県等に対して支援するとともに、異状死の死因究明のため、CT等を使用して行う死亡時画像診断について、放射線科医の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るための研修を実施することにより、公衆衛生の向上に寄与する。	002074		
(12)	統合医療に係る情報発信等推進事業 (平成23年度)	0.1億円 0.1億円	0.1億円 0.1億円	0.1億円	-	「統合医療」の有効性・安全性に関する国内外の科学的知見について、ウェブサイト上で分かりやすい形で情報発信を行うことにより、医師及び国民における統合医療に関する療法の適切な選択を促し、安全性の向上に寄与する。	002075		
(13)	医師法と刑事責任との関係等についての調査検討事業 (平成29年度)	0.2億円 0.02億円	0.1億円 0.07億円	0.1億円	-	医療行為と刑事責任との関係等について、必要に応じて医療や司法の専門家等による議論の場において論点を整理するなどし、どのような医療行為に刑事責任を問うべきか等の調査・検討を行うことにより、医療界が不必要に萎縮せず医療を行える体制の構築に寄与する。	002079		
(14)	特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業 (平成30年度)	0.1億円 0.1億円	0.07億円 0.07億円	0.07億円	-	高度な医療を提供する特定機能病院において、病院間の相互立入を行い安全管理に係る技術的助言等を受けることにより、一層の安全確保に寄与する。	002080		
(15)	あはき柔整等の広告適正化事業 (令和元年度)	0.2億円 0	0.02億円 0	0.02億円	-	違反広告に対する指導・監視体制を確立するため、全国の施術所を対象にあはき柔整等に係る広告の実態を調査するとともに、広告規制に違反する疑いのある事例に対する通報受付先を設置し、広告規制に違反する疑いのある事例について都道府県に情報提供する。これにより、広告の実態調査を実施し、不適切な広告について指導を行うことで、国民が適切な施術を選択できる環境が整備され、もって、医療安全対策の一層の推進を図ることに寄与する。	002088		
施策の予算額(千円)		令和4年度		令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定 時期	令和5年度
		1,409,622		1,455,903		1,509,521			
施策の執行額(千円)		1,297,273		1,245,258					
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		-			-		-		